

令和3年10月20日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
総務課 052-211-2294 ダイヤルイン
<https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

令和3年度 特定健診未受検者のご案内について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在国は、当組合などの医療保険者に対し、当該年度中に40歳以上になれる被保険者並びに被扶養者の方を対象に特定健診・特定保健指導の実施を義務付けております。

また、この制度では国の設定した目標値の達成の如何によって、75歳以上の後期高齢者医療制度への支援金（令和3年度予算ベースで年間約11億円の負担）が最大で10%の減・加算される仕組みとなっており、組合財政を左右する要因となっております。

つきまして、今年度中に特定健診の対象者になっている方で10月1日現在、健診をお受けいただいていない方の一覧表を別添のとおり作成いたしましたので、ご周知のほどお願い申し上げます。

なお、すでに実施済みなど行き違いがございましたらご容赦願います。

ご担当者様へのお願い

特定健診では、被保険者並びに被扶養者の方が勤務先で、労働安全衛生法に基づく定期健診を受けられ、健診結果を医療保険者（当組合など）にご提出いただいた場合は、その医療保険者が特定健診を実施したとみなされ実施率に反映される仕組みとなっております。

当組合の健診を実施されていなくても、貴事業所様で行っている定期健診や、ご家族様がパート先で受けられる定期健診の結果があれば、実施率に反映できますのでその際は健診結果のご提供をお願いいたします。

なお、その際は特定健診に定められている「標準的な質問票」をあわせてご提出願います。（用紙は当組合までお問い合わせください。）

